

## 平成25年度「京ものユースコンペティション」に係る企画・運營業務受託 事業者募集要領

平成25年度「京ものユースコンペティション」に係る企画・運營業務について、以下のとおりの公募を行う。

### 1 事業の趣旨

本市では、第2期伝統産業活性化推進計画（以下「計画」という。）に基づき、伝統産業業界の振興のため需要開拓及び販路拡大を目指し、伝産品の内需拡大に精力的に取り組んできたが、伝産業界が置かれる状況は依然厳しい。

とりわけ、職人、事業者の後継者の育成については、市場縮小が続く中、従業員の減少は優れた技術の途絶に直結する可能性があり、伝統産業界においても喫緊の解決課題とされている。

そのため本市では、「京ものユースコンペティション（以下「ユースコンペ」という。）」に取り組むことにより、広く若手職人に対し、直接需要に結びつくようなチャンスと動機付けを提供する新たな機会を創出し、実効性のある後継者育成に取り組み、伝統産業界の後継者の確保を行っていく。

具体的には、若手職人（44歳以下）を対象として、「枠に捉われない、現代における伝統産業」をテーマとした作品コンペを行う。単なる審査会ではなく、優秀作品出品者には表彰に加え、「雑誌とのタイアップ企画への参加」など、職人が今後活躍するための足がかりとなり得るインセンティブを設ける。

また、今後の制作活動に活かすため、他業種やデザイン専門家などと知り合える場所として、参加者全体での交流会、審査員も交えた意見交換会を実施する。

なお、コンペ終了後は、本市の事業である京もの専門店「みやび」、「京もの国内市場開拓事業」等でのPRも含め、売れる仕組みを構築していく。

### 2 応募条件

- ・京都の伝統産業の技術について、一定の知識を有すること。
- ・首都圏の販路開拓について一定の知識を有すること。
- ・ユースコンペ受賞者のPRを行うため、京都地元メディアはもとより、全国展開している伝統工芸品が掲載されている雑誌等のメディアと関係性を保つことができること

### 3 応募資格

応募の資格者は法人又は法人以外の団体とし、次の要件を満たす者とする。

- (1) 上記「1 事業の趣旨」を十分に理解したうえで、本事業に参加すること。
- (2) 現に京都市から競争入札参加停止の措置を受けていない者であること。

- (3) 代表者が成年被後見人，被保佐人又は破産者でないこと。
- (4) 法令の規定により，営業について免許，許可又は登録等を要する場合にあっては，当該免許，許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (7) 暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体でないこと。
- (8) 自らが提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し，かつ資金等について十分な管理能力を有していること。

#### 4 業務内容

- (1) ユースコンペ応募ウェブページの構築（申込み用紙含む）  
各メディアが本事業を積極的に取り上げたいと思うような（パブリシティー効果）デザイン及び様式での作成
- (2) 今年度事業の企画案  
事業スキーム，ユースコンペ選定委員（仮称）の選定，委員間の調整等
- (3) コンペ審査会，交流会運営補助  
審査会（12月）及び交流会，意見交換会（2月）の運営補助  
※ 開催時期については，現在の予定。時期については委託後，打合せを行い詳細を決定する。
- (4) メディアパブリシティーを利用した事業及び事業者（コンペ受賞者）のPR
- (5) デザイン・販路開拓セミナーの開催  
(3)の交流会時，意見交換会と連動した，コンペ受賞者を対象としたセミナーの開催  
※ セミナー講師については，別途相談
- (6) 今後の事業に係るアドバイス

#### 5 募集期間

平成25年8月14日（水）から平成25年8月23日（金）午後5時まで

#### 6 契約条件

##### (1) 契約期間

契約締結日から平成26年3月31日（月）まで

(2) 委託内容

「4 業務内容」及びそれに準ずる業務

(3) 委託金額

1, 600千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内

(4) その他

ア 企画提案の内容に基づく見積額は、著しい物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することは認めない。

イ 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務全ての履行を再委託することは禁止する。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ること。

ウ 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に本市と連絡調整を行うこと。

エ 本事業に係る監査が行われる場合は、協力すること。

オ 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利については本業務受託事業者と相手方で協議のうえ、明確にしておくこと。

ただし、事業広報宣伝等のために、商品の写真などを使用する権利は京都市側も有することとし、判断が難しい場合は、その都度協議する。

7 応募手続等

本業務受託事業者募集に係る公募型プロポーザルに参加する者は、次に示すところにより、別添の「ユースコンペ」に係る企画・運營業務委託プロポーザル参加表明書（以下「参加表明書」という。）及び企画提案書等を提出するものとする。

(1) 担当部局

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部伝統産業課 担当：八阪，川口

電話：075-222-3337

FAX：075-222-3331

(2) 必要書類の提出

ア 提出書類及び提出部数

(ア) 参加表明書（別添様式） 1部

(イ) 企画提案書（任意様式） 6部

※ 企画内容に関しては、「4 業務内容」及び「8(2) 審査基準」を参考にして

作成するものとする。

(ウ) 貴社の概要及びこれまでの実績が分かるもの 6部

(「3 応募資格」を満たすことを証明する書類：会社案内、登記簿謄本等については、写しも可とする。)

(エ) 見積書(任意様式) 1部

イ 提出期限 平成25年8月23日(金)午後5時(必着)

ウ 提出場所 上記(1)のとおり

エ 提出方法 事前に電話のうえ、上記(1)まで直接持参若しくは郵送すること。

(3) 募集要領等に対する質問期限及び回答

ア 質問対象者

本要領等に対して質問できる者は、上記「3 応募資格」を満たしている者とする。

イ 質問期限

平成25年8月19日(月)午後5時まで

ウ 質問方法

任意様式で、上記(1)まで持参又はFAXにより提出すること。口頭による質疑は受け付けない。ただし、FAXの場合は必ず電話での着信確認を行うこと。

エ 回答方法

質疑に対する回答は、平成25年8月21日(水)までに原則、伝統産業課のホームページに公開することによって行う。

(4) 注意事項

ア 欠格条項

参加表明書及び企画提案書が次の事項のいずれかに該当する場合には失格となる場合がある。

- ・提出期限を過ぎたもの、提出先、提出方法に誤りがあったもの
- ・指定の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ・虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

- ・すべての提出書類の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書は、受託者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。
- ・提出された書類は、受託者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。また、すべての提出書類は、返却しない。

8 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書に基づいて、選定委員会による書類審査を行い選定する。

## (2) 審査基準

### ア 企画内容について

- ・「4 業務内容」に基づいた提案内容となっているか。
- ・ 伝統産業の若手職人がコンペに応募したくなるような、魅力的な提案が盛り込まれているか
- ・ 今年度の企画において、提案者から効果的な追加提案があるか。

### イ 経費について

- ・ 見積書の額及び経費内訳が妥当か。

### ウ 実績について

- ・ 本市及び他の自治体や、他の公的機関での業務受託実績があるか。
- ・ 十分な首都圏広報 PR に関する実績があるか。
- ・ 提案者が提出した選定委員について、今後の調整が可能かどうか

### エ 事業スケジュール及び実施体制について

- ・ 実現可能性の高い提案となっているかどうか。

## (3) 決定及び通知

選定委員会の審査結果を踏まえて、本市が受託候補者を決定し、審査結果は、文書により各応募者に通知する。

## (4) 契約

選定委員会において受託候補者に選定された者と委託見積額をもって契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と契約するものとする。

## 9 今後のスケジュール(予定)

- |      |                           |
|------|---------------------------|
| 9月上旬 | 本業務受託事業者との契約              |
| 9月中旬 | 事業開始                      |
| 11月末 | ユースコンペ応募締切                |
| 12月中 | ユースコンペ審査委員会の実施            |
| 2月初旬 | 意見交換会の実施、伝統産業課のその他の事業との連携 |